

1. 概要

- 障害者に関する初の包括的かつ総合的な国際条約（締約国・地域数：184（2022年1月5日時点））
- 障害者の尊厳・自立・社会参加・平等・無差別と合理的配慮の適用等を一般原則とし、社会の様々な分野における障害者の権利保護・取組促進について規定

2. 沿革

2007(H19)年	我が国が署名
・ ・ ・	批准に向けた国内法整備 ・ 障害者基本法の改正(H23) ・ 障害者差別解消法の制定(H25) 等
2014(H26)年	我が国が批准
2016(H28)年	第1回政府報告を国連に提出
2022(R4)年以降予定	国連による審査（於：ジュネーブ） ※2022年夏実施予定

3. 主な内容

- 施設・サービス等の利用のしやすさ
・ バリアフリー、コミュニケーションの円滑化 等
- 自立した生活・地域社会への包容
・ 障害者の社会参加、地域社会で生活する権利 等
- 教育
・ あらゆる段階の教育の確保 等
- 雇用・労働
・ 雇用促進、職場での差別禁止・合理的配慮 等
- 文化・スポーツ
・ 文化芸術活動・スポーツへの参加機会の確保 等

4. 障害者権利委員会

- 障害当事者など18名で構成された国連の委員会で、各締約国の条約の実施状況について審査・勧告等を実施
※内閣府障害者政策委員会の石川委員長も、我が国出身の初の委員として2017～2020年の間に就任